		日	号外	ページ
三一一	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づき、総務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件	二六	208	九
三一二	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件の一部を改正する件	二六	208	九
三一三	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定に基づき、権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件	二六	208	一一
三一四	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件の一部を改正する件	二六	208	一二
三一五	公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件	二六	208	一四
三一六	総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件	二七		三
三一七	無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件	二七		三
三一八	電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件の一部を改正する件	二七	209	一二
三一九	市町の境界変更の件	二八		一
三二〇	電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件	二八		二
三二一	電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件の一部を改正する件	二八	210	六〇
三二二	その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件の一部を改正する件	二九		七
三二三	共同募金会が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件	二九		七
三二四	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	二九	211	二三
三二五	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二九	211	二三
三二六	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件	二九	211	二六
三二七	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件	二九	211	二六
三二八	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二九	211	二六
	○経済産業省、法務省、総務省、農林水産省、国土交通省			
二	電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件	二一		六
一七―六	奄美群島振興開発特別措置法に基づく産業振興促進計画の変更を認定する件	一五		二
一八	半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件	二五		二
	○政治資金適正化委員会			
四九	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一一		二
五〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一一		二
五一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二二		四
五二	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二二		四
五三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	二二		四
五四	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二九		七
	○消防庁			
九	消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件	四		三
	○法務省			
四一七	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一		七
四一八	日本国に帰化を許可する件	五		一
四一九	〃	六		三
四二〇	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	七	193	一
四二一				